

公 告

下記森林について、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定により、
経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和 8年 7月 1日

今治市長 徳永 繁樹

記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積	経営管理権の存続期間	備考
種1-22	菊間町種1343	607-44-1	山林	0.34 (0.10)	公告の日から 2031.3.31まで	

2 縦覧場所 今治市農林水産課、今治市のホームページ

3 本公告により、今治市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ
設定される。